

生徒心得

生徒は本校教育の目標をよく理解し、本心得の論旨を体して、高校生としての本分を失うことなく清新な校風と伝統の樹立に努力しなければならない。

I. 登校・下校

- 1 生徒は学校の定めた時刻に登校して出欠点呼を受ける。
- 2 遅刻した場合は、職員室にて「入室許可証」の発行を受けた上ですみやかに教室へ行くこと。ただし、行事（始業式・終業式等）や定期考査・実力考査のときを除く。
- 3 早退する場合は、学級担任から「早退許可証」の発行を受けた上で下校すること。
- 4 生徒は学校の定めた時刻までに下校しなければならない。
- 5 学級活動及び部活動は年間を通じて17時までとする。
それを越える場合は、生徒会の係に届け出た上で、担当の先生の監督の下、4月1日から9月30日は19時00分まで、10月1日から3月31日は18時30分までとする。
- 6 登校後は、終業時刻まで校門外に出てはならない。所用のときは、学級担任から「外出許可証」の発行を受けた上で外出すること。
- 7 自転車通学を希望するものは、
 - ① 交付された「ステッカー」を後輪の泥よけに貼りつけ、学年指定の自転車置場に必ず施錠し、整頓して置く。
 - ② 交通規則を遵守し、安全に留意すること。
- 8 原付・自動二輪、自動車などによる通学は許可しない。

II. 休日登校

- 1 休日などに登校し、学校の施設（教室、運動場も含む以下略）を利用するものは、休日の前日の午前中までに担当の先生の許可を受けて生徒会の係に届出る。
- 2 部など団体の場合は、責任者が事前に生徒会の係に届け出て、日程、時間の調整を受ける。

III. 学 習

- 1 生徒の本分は学習である。教科学習のみならず、広い教養を培うように努力する。
- 2 真剣に計画的に、継続的に学習し、常に実力の向上につとめる。
- 3 始業の合図とともに着席し、授業の開始終了の際には起立して挨拶を交わす。

IV. 授業時間帯表

予 鈴	8 : 30
S H R	8 : 35
1 限	8 : 40 ~ 9 : 30
2 限	9 : 40 ~ 10 : 30
3 限	10 : 40 ~ 11 : 30
4 限	11 : 40 ~ 12 : 30
予 鈴	13 : 10
5 限	13 : 15 ~ 14 : 05
6 限	14 : 15 ~ 15 : 05
火 7 限	15 : 15 ~ 16 : 05

自習時は静かに教室で自習し、みだりに外に出てはならない。

V. 考 査

1 考查時の注意

- ① ① 考查は姿勢を正し、正々堂々と受ける。不正行為はしないこと。
- ② ② 普通教室では机を6列とし、机間（左右）をできるだけ十分にあけること
- ③ ③ 座席は窓側最前列を1番とし、名列番号順に着席すること。
- ④ ④ 机の中にはいっさい物を置かないこと。プリント・ノートに注意すること。
- ⑤ ⑤ 考查までに机の落書きを消し、その後いっさい落書きをしないこと。また、考查時には落書きのないことを確認すること。
- ⑥ ⑥ 鉛筆、消しゴム以外の物は、全てかばんの中に入れ、教室の後ろに置くこと。
- ⑦ ⑦ 特に許可された場合を除き、下敷きは使用しないこと。
- ⑧ ⑧ 計時以外の機能のついた時計は使用しないこと。
- ⑨ ⑨ 携帯電話は電源を切り、かばんの中に入れること。時計代わりに使用しないこと。
- ⑩ ⑩ 膝掛け・マフラー・手袋などの防寒着は使用しないこと。
- ⑪ ⑪ 考查中、答案を手を持って見ないこと。
- ⑫ ⑫ 考查時限の終了までは退出できない。トイレは休み時間にすませておくこと。なお、やむを得ない事情で中座した場合はその時点までを考查点とする。ただし、事情のある場合には平常点として評価する。
- ⑬ ⑬ 個人の遅刻には時間延長しない。
- ⑭ ⑭ チャイムと同時に鉛筆を置くこと。答案の回収と確認作業が終わるまで席を立たないこと。
- ⑮ ⑮ 空き時間で自習をする生徒は、他の受験者の妨げにならないようにコミュニケーション教室でおこなうこと。
- ⑯ ⑯ 試験の終了した生徒は、他の受験者の妨げにならないよう速やかに下校すること。

- 2 2 考查一週間前から考查終了前日まで、生徒会の諸活動は停止する。放課後はすみやかに下校しなければならない。ただし、対外的なもので事情のある場合には生徒会の係

の許可を受ける。

VI. 校内生活

- 1 校舎内では静粛にし、他の迷惑になる言動をとらない。
- 2 教室、廊下などでは暴走、遊戯を禁止する。
- 3 学用品以外のものをむやみに持参しない。
- 4 携帯電話については、
 - ①使用に際してはルールを守り、長時間の使用はしないこと。
誹謗中傷・肖像権侵害など、人権やプライバシーを侵害する。
行為（SNS上も含む）は厳禁する。
 - ②授業時は電源を切ってカバンにしまうこと。違反行為があれば預かり、指導となる。
- 5 校舎、校具など公共物は特に大切に扱い、その美化に心掛け、万一汚損した場合は管理、責任（担任）の先生に届け出て指示を受け、所定の手続き（生活指導部に連絡）をする。なお、故意又は過失がある場合は実費を弁済する。
- 6 落書きは禁止する。
- 7 所持品には、全部確実に記名し確実に保管する。紛失の場合は、直ちに学級担任および生活指導部に届け出る。また拾得物は生活指導部に届ける。
- 8 毎日の掲示や放送によく注意する。
- 9 昼食は定められた時間に教室または食堂でとるものとし、食べ歩きはしない。
- 10 身体に不調のある場合以外はむやみに、保健室に入ってはならない。
- 11 屋上は指示された時以外、上がってはいけない。
- 12 金銭、物品の貸借はむやみにしてはならない。生徒間での物品の販売は禁止する。
- 13 学校の許可なく、絶対に火気（焚火や電気、ガス、石油などによる）を使用してはいけない。
- 14 下足、傘は必ず指定された場所に置き、校舎内では必ず上履を使用する。上履のまま運動場などへ出てはいけない。（校舎周辺のコンクリート道路上はよい。）
- 15 体育館へは所定の体育館シューズ（または上履を脱いで）入場する。履物を敷いてある場合は上履のままでよい。
- 16 生徒ロッカー（教室・下足室とも）の使用については、次の事柄に注意しなければならない。
 - ①ロッカー内は常に清潔にたもつ。
 - ②教科書その他、本来持ち帰るべきものを入れない。
 - ③学校生活に不要な物品を入れない。
 - ④施錠を確実にしておく。
 - ⑤他人のロッカーや錠には手をふれない。
- 17 生徒証や生徒手帳を紛失した場合は速やかに担任に届け出て再発行を受ける。生徒証の再発行願は事務室にある。
- 18 学校内外で集会や募金活動をしようとするときはあらかじめ生徒会に届け出ること。

VII. 掲示・放送

- 1 生徒が掲示をする場合、あらかじめ掲示物を提出して許可印を受け、枚数、場所、期間を限って行うことができる。

- 2 掲示物を校舎内の壁、柱などコンクリートの上に貼ってはいけない。

VIII. 印刷物の配布

生徒が印刷物や文章を配布する場合、その最終原稿（刊行物）を生徒会の係に提出し、学校の許可を受ける。

IX. 校舎・校具の使用

校舎・校具の使用については、あらかじめ管理責任の先生の許可を受ける。使用後はその旨報告する。

X. 食堂の利用

- 1 食堂を利用する際は、衛生に心がけ正しい食事のエチケットを守り、秩序正しくお互いに迷惑をかけないようにする。
- 2 食券購入、食品受領の時には、正しく整列し、割り込みをしてはいけない。
- 3 退場の時は、椅子を必ず机に掛けておくこと。
- 4 箸、食べ残した食品、パン等の包み紙は必ず所定の場所に捨てること。

XI. 校外生活

- 1 外出にあたっては常に生徒証を携帯する。
- 2 公衆道徳や交通規則などを率先して守るよう心がける。
- 3 外出の際は、行先と帰宅時刻を保護者に告げておく。特に夜間の外出はつつしむこと。
- 4 法律条例で禁止されている場所（パチンコ店、麻雀店、場外馬券販売場等）及び不健全な喫茶店、遊戯場などには立入らない。
- 5 校外補導員の補導を受けたときには率直に返答し、担任と生活指導部に報告する。（不審尋問を受けたときも同じ）
- 6 外泊をする場合は必ず保護者の許可を受けること。
- 7 学生割引証の発行については、目的を確かめた上、必要と認めた場合にのみ発行する。（担任の先生に申し出て、所定の手続きをすること）
- 8 転居したときは、すみやかに住所変更届を住民票と生徒証を添えて担任→教務主任→事務室へ提出し、生徒証の住所の訂正を受けねばならない。
- 9 校外において事故があった場合には、電話などによって直ちに学校に連絡する。

XII. 服装等

- 1 本校指定のシャツ・ブレザー・ズボン・スカート・セーター・ベストを着用すること。
- 2 更衣時期は特に定めず、各自の体調に応じた組合せで着用を認める。
- 3 登下校時のみ、華美にならない程度でコート等の防寒着の着用を認める。
ただし、防寒着は制服上着の上に着用すること。
- 4 身体的事情等で異装をする時は、所定の手続きをして生活指導部の許可を得ること。
- 5 髪型等については、清潔感のあるものとし、男女とも染色、脱色 等、生徒として必要のない加工や装飾をしてはならない。
- 6 高校生として必要のない化粧品、装身具を用いてはならない。